

青森県報

第七百四十二号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

告 示

- 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地変更の届出……………(税 務 課) ……一
- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環 境 保 全 課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(が ん 生 活 習 慣 病 対 策 課) ……二
- 救急病院の設置……………(医 療 薬 務 課) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 險 課) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……四
- 道路の供用の開始……………(道 路 課) ……四
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都 市 計 画 課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(東 青 地 域 民 局) ……五

公 営 企 業

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(管 理 院 課 局) ……五

正 誤

○ 平成二十五年二月十五日定例告示中……………(道 路 課) ……六

告 示

青森県告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定により、次のとおり指定納付受託者から住所又は事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	住所又は事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等	変更年月日
変更前	株式会社 トラスト バンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 二四の一・二	あおもりふるさと寄 附金	令和 六・一・二六
変更後		東京都品川区上大崎三丁目 一の一		

青森県告示第七十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	埋立地の区分	指定区域
佐井村不燃物埋立最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一项において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場）	下北郡佐井村大字佐井字原田六二の九二の一部、六二の一四八の一部、六二の一四九の一部、六二の一五〇の一部

青森県告示第百七十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
	難病指定医			川上 弦一郎	独立行政法人国立病院機構八戸病院	八戸市吹上三丁目一三の一	内科	令和五・四・一
みちのく記念病院						八戸市小中野一丁目四の二二		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医
盛 勇造	奥山 文	佐藤 元春	佐藤 元春	佐藤 元春	佐藤 元春
盛ハート・クリニック	医療法人盛ハート・クリニック	青森市民病院	青森市民病院	青森市民病院	青森市民病院
青森市奥野一丁目一の九	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三
内科、循環器科、呼吸器内科	内分泌代謝科	糖尿病・内分泌科	糖尿病・内分泌科	糖尿病・内分泌科	糖尿病・内分泌科
六・三・一	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	認定の有効期限
つがる西北五広域連合かなぎ病院	五所川原市金木町菅原一三の一	令和九年三月三十一日
つがる西北五広域連合鯨ヶ沢病院	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇	令和九年三月三十一日

青森県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は 名称又は 名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類
株式会社ミ クマリ	三戸郡階上町蒼 前東四丁目六の 三五六	訪問介 護
名 称	名 称	事 業 所
ヘルパース テーション みくまり	三戸郡階上町蒼 前東四丁目六の 三五六	指 定 年 月 日
令和 六・四・一		

青森県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定障害福祉サービス事業者	
	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類
株式会社イ キ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	障害福祉サ ビスを行う 所
名 称	名 称	指 定 年 月 日
花まる訪問 介護	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	令和 六・四・一

株式会社イ キ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	重度訪問 介護	花まる訪問 介護	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六
社会福祉法 人秋葉会	八戸市大字河原 木字八太郎山三 の二三八	短期入所 支援	コレクティ ブハウス彩 リールパ ー	上北郡東北町大 字大浦字境ノ沢 一三二

青森県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定一般相談支援事業者			
	主たる事務所の 所在地	地域相談 支援の種 類		
合同会社M IL	つがる市柏玉水 末吉三六の一	地域移行 支援	合同会社M IL相談 支援事業所	つがる市柏玉水 末吉三六の一
名 称	名 称	指 定 年 月 日		
合同会社M IL相談 支援事業所	つがる市柏玉水 末吉三六の一	令和 六・四・一		

青森県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
えみい訪問看護ステーション	青森市中央一丁目一八の九 OMI A棟一〇二号室	令和 六・四・一
マエダ調剤薬局黒石店	黒石市前町四〇の五	〃

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
一般財団法人済誠会十和田済誠会病院	十和田市西二十三番町一の一	令和 六・四・三〇

青森県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名

供用開始の区間

供用開始日

県道青森浪岡線

青森市奥野三丁目二四六の一から
青森市奥野三丁目二四九の二まで
青森市奥野三丁目二七〇の九から
青森市奥野四丁目二七四の八まで

令和六・三・二九

青森県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年三月二十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業（三沢市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年五月十日青森県告示第百八十七号）の事業地から三沢市大字三沢字下堀地内の事業地を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年五月十日青森県告示第百八十七号）の事業地に変更なし。

青森県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
南部町
- 二 都市計画事業の種類
三戸都市計画下水道事業（南部町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成十七年九月六日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 取用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年三月二十七日青森県告示第百二十七号）の事業地に変更なし。
2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年三月二十七日青森県告示第百二十七号）の事業地に変更なし。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

東青地域県民局長 宇 野 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	澤 谷 博 信	青森市大字細越字栄山四〇三	令 和 六 ・ 三 ・ 八

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年二月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十九円四十三銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

八 したものである。
入札の公告を行った日
令和五年二月十三日

平成五・三二五 第三六五四号	発行年月日	告示	区分	第一〇九号	番号	六	ページ	全	段	表中	行
課											
正											

道路課

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭